

八潮監告示第4号

平成30年2月28日付けで收受した八潮市職員措置請求について、地方自治法第242条第4項の規定により、監査した結果を別紙のとおり公表する。

平成30年4月26日

八潮市監査委員 原 寿 基

八潮市監査委員 服 部 清 二

八潮市職員措置請求に係る監査結果

I 監査の請求

1 請求人

市内在住の個人2名

2 請求の内容

平成30年2月28日に提出のあった請求書の内容は、以下のとおりである。請求書は長文であるため、原文から要約、抜粋して示す。

(1) 請求の要旨

1. 旧潮止揚水機場の保存と活用を考える会の質問と市の回答

① 文化財保護課を主として

平成28年12月13日付けで旧潮止揚水機場の保存と活用を考える会が質問した内容「平成11年10月1日付け市長決裁が今も生きており、当初の予定どおり、旧潮止揚水機場を国登録文化財にすべく、事務を再開すべきと考えます。」に対する市の回答は、「平成11年に決裁を受けた事務は、滞りなく進められ、終了しております。」とある。起案書の適用範囲が

- ・起案書の事務遂行の決議後、県文化財保護課の指導・助言を仰ぐ。
- ・八潮市文化財保護審議会に登録文化財の調査意見を求める。
- ・審議会の議決後、登録文化財としての申請価値の有無調査を実施する。

とあり、滞りなく進められ終了したことは、確認できた。しかし、それ以後の展開に虚偽がある。平成13年10月24日受電の埼玉県文化財保護課に保存されている文書に、八潮市文化財保護課職員が作成をし、県が保存していたものがある。その文書には、市長内諾決裁の促進と河川敷が含まれるため、八潮市から申請書を出す前に、埼玉県は江戸川工事事務所と協議、最終的には文化庁が国土交通省と協議をするとある。県の進言通り進めれば問題なく国登録文化財が得られたのである。当時

の文化財保護課長が起案決裁事務を怠った。八潮市職員服務規程第2条違反と職務専念義務違反である。平成24年10月の「旧潮止揚水機場の今後の在り方に関する報告書」中の国登録文化財として保存・活用までの流れ（例示）から考えるに、平成13年11月に文化庁に申請をしているならば、平成14年4月には文化財登録原簿に登録されていたのである。

② 内諾中止の決裁書は不存在

平成13年10月24日「県文化財有形文化財係より登録文化財申請事務を進めるように要請有」とあるにも関わらず申請事務が止まってしまったことの確認のため、平成30年1月29日に以下の文書の情報公開請求をした。

ア見送った理由の会議資料・・・不存在

登録事務執行停止の決議書・・・不存在

県に見送ることを報告した文書・不存在

イ関係各課の協議資料

ウ平成17年度の協議資料・・・不存在

また、平成30年1月26日に情報公開請求した、「平成11年10月 揚水機場の国登録文化財登録への事務を進めるために受けた市長決裁を取りやめることになった旨についての市長の決裁等の文書」についても不存在であった。

このことから、当時の文化財保護課長が国登録事務を握りつぶしたことが決定的であり、以後、国登録文化財指定事務執行停止又は取消の決裁がなされていないことも明らかになり、平成11年10月の決裁が依然有効であることの証である。平成28年5月2日から6回にわたり、回答のお願いや提案をし、市民の声ボックスでも度々質問をし、また、調べあげる期間は相当あり、取り壊し中止の判断ができたにも関わらず壊してしまった。実行した職員の罪は重大である。八潮市職員服務規程第2条、地方公務員法第30条（服務の根本基準）、同第32条（法令等に従う義務）、同第33条（信用失墜行為の禁止）、同第35条（職務に専念する義務）違反である。文書不存在についての理由は、言い訳、手続き論ばかりである。われわれが知りたいことは、請求した文書が在るか無いかのみである。存

在すれば、そこに知りたい理由や真理が読み解ける。不存在に理由はいらない。

③ 回答書は矛盾で成り立たない

八潮農収第454号平成28年12月22日の回答書の前段では、国土交通省江戸川河川工事事務所と協議を行い「樋門・樋管部は撤去し原状回復してほしい」との見解が示され、揚水機場の国登録は困難となった」とあり、後段では、「揚水機場に関する庁内検討委員会で、

ア 国登録文化財に登録し、建屋を修復して公開

イ 建屋を撤去し憩いの場として施設を設置

ウ 建屋を解体して更地にする

の3つのパターンで検討した」とある。

前段で困難となったとあるのに対し、庁内検討委員会で改めてアの国登録文化財の議論をする必要はない。検討委員会ではイとウ案について議論すればよいのであり、この文章は矛盾している。

④ 文書捏造

平成28年8月4日（木）に開催された「旧潮止揚水機場及び昭和用水路（15号水路）に関する提案」の説明会の資料中、平成13年10月24日の記述「県文化財保護課有形文化財係より、登録文化財申請事務を進めるよう文化庁より内諾があったので、事務を進めるように要請有り（しかし、揚水機場の稼働停止が決まり、申請準備として今後の維持管理や活用について関係部局間で協議を凶ったが整わず、また、揚水機場の一部が河川占用許可施設であることなどの懸案事項も多々あり、申請は見送った）」とあるが、同内容が書かれている平成24年10月の庁内検討委員会の資料中には、（ ）内の記載はなく、この記述は明らかに虚偽捏造記載である。これは、刑法第155条（公文書偽造等）の犯罪である。悪質であり全体の奉仕者として相応しくない行為であり、地方公務員法第30条（服務の根本基準）、同第33条（信用失墜行為の禁止）違反で懲戒処分対象である。八潮市職員服務規程第2条違反である。

平成29年11月30日には、文化財保護課長自身が追加挿

入したことを認めている。

⑤ NPO法人

平成28年9月7日の回答では、NPO法人の立ち上げは、スケジュール的に間に合わないからと否定し、平成28年12月22日の回答では、NPO法人が現実性を帯びてきた段階になると、NPO法人を否定するものでないとすり替えた回答である。常に反対否定をして現実になると市はゴールを先に延ばす手法である。

八潮市文化財保護条例第8条第2項「市指定の文化財の所有者は、特別の事情があるときは、他の適当なものにこれを管理させることができる」また、同第3項「教育委員会は、指定文化財について、所有者が判明しない場合又は所有者による管理が困難もしくは不適當と認められる場合は、所有者の同意を得て適当な管理団体を指定し、自ら管理団体となってこれを管理することができる」とあるが、市自身が条例違反をしている。この行為をした職員は、八潮市文化財保護条例違反であり、地方公務員法第30条（服務の根本基準）、同第32条（法令等に従う義務）、同第33条（信用失墜行為の禁止）、同第35条（職務に専念する義務）違反である。

2. 平成28年8月23日（火）八潮市検討結果資料について

平成28年7月29日に提出した「旧潮止揚水機場及び昭和用水路（15号水路）に関する提案」に対する回答「旧潮止揚水機場に関する今後の方針について」は、全て否定である。終始取り壊しの正当性を主張するためだけに否定している。既存のものを利用するという発想がなく、実体性のないバーチャルなことを指摘しているのである。代表的なものとして、

- ・公開、活用となれば、避難通路やトイレの増設、事務室、給湯室、出入り口等の、新たな施設が必要となり、これらのスペースを確保することは困難であるとあるが、県内の国登録有形文化財の中にはトイレ、事務室を既存のものを利用しているものもある。
- ・郷土史（水と生活、農業の歴史）教育の拠点、学校教育、社会科見学、資料館分館としての検証として、児童が直接当該施設

を見学することを想定すると、限られた授業時間の中で見学を教育課程に位置づけること、また、学校からの交通手段や交通費のこと、狭小なスペースに多くの児童を見学させる方法など、現実的には難しい課題を有する。敷地及び建屋内のスペースを考えると、小学生1クラスの人数を受け入れられない可能性が高い。一度の見学で10人程度が限度であり、入れ替え制をとる場合でも、道路上で生徒を待たせることになり危険があると断定している。これは小学校の先生方の自主性、判断力、安全性確保の思考能力までないと言っているのに等しい。

3. 活用の意味

平成8年12月25日に文化庁文化財保護部長が都道府県教育長に宛てた文書によると文化庁は、「公共の財産として、文化財の本来の価値や魅力が社会に示されることとするなら、文化財に日常的に接し得ることなども広く活用に該当する」と表記されている。

八潮市文化財保護課の活用の解釈は、「国登録文化財の制度は、文化財を活用しながら遺すために作られた制度ですので、揚水機場として利用しないのであるならば、市としても登録手続きを進めることは難しく、そうした課題が多々あったため、関係課等の協議を続けてまいりました」とあることから、文化財保護法の「活用」という用語の解釈が明らかに間違っている。これは地方公務員法第30条（サービスの根本基準）、同第33条（信用失墜行為の禁止）、同第35条（職務に専念する義務）違反である。

平成12年4月1日に潮止土地改良区が解散し、揚水機場と残金5,047,176円が八潮市に事務移管され、揚水機場は市の所有物となったことから、民間の民家等の所有物でないことから「活用」について考える必要はないのである。

平成29年1月12日付け回答では、「活用」の誤った解釈が各所に認められる。「活用方針が決まらない状態で正式な登録手続きに入ることはできなかったものであり、決して放置したものではありません」などである。

4. 壊して記録を保存することが学芸員の仕事か

平成28年12月22日の回答中「潮止揚水機場緊急調査（平

成20年度)」「揚水機場関連施設群調査(平成23年度)」を進め、歴史遺産としての記録保存を図ってまいりました」とある。建屋緊急調査報告書は、A研究所に依頼し写真と図面だけの報告書である。再度大学教授に記録調査を依頼した際、「揚水機場は記録として残されているから壊されても問題がない」と発言した。これで、我々は、大学教授に調査を依頼したのは壊すことが念頭にあったからだと閃いた。国登録文化財になる寸前までいった現存する建造物を壊してまで、歴史遺産として記録保存をすることが文化財保護課の本来の業務なのか。本末転倒の発想である。

5. 八潮市の文化財第11号

八潮市の文化財第11号平成25年3月20日八潮市教育委員会編に記載されている「二 旧潮止揚水機場調査報告書」の旧潮止揚水機場沿革では、国登録文化財申請事務経過についての記載が「平成13年3月15日 文化財保護審議会、A氏による調査報告書を提出」1項目のみである。特に重要な『平成13年3月28日文化財保護審議会、A氏から「国登録文化財申請(予定)調査報告書」の説明をうけ、国登録文化財の指定に向けて、事務推進諮問決議』や「平成13年10月24日 県文化財保護課有形文化財係より、文化庁より登録文化財申請事務を進めるように内諾があったので、事務を進めてほしいと依頼される(翌日教育長へ復命)」等抜け落ちている。壊すことを念頭において、仲間のサボタージュを隠蔽するためである。

平成29年11月20日(月)のポケットパークのあり方での会合で、文化財保護課長が「揚水機場を壊しても、八潮市の文化財第11号に記載されているから問題はない」「ポンプは切断して上にあげて保存する。八潮市の登録文化財を外せば問題ない」と発言した。文化財保護課長が、八潮市の文化財としての価値をわざわざ下げようとしているのである。壊してしまった潮止揚水機場は、価値がゼロになってしまったのではないか。八潮市民の貴重な財産をさらに減らそうとしているのである。

6. 議会質問と答弁に関する第1回会議

平成27年6月1日(金)第1回、旧潮止揚水機場及び昭和用水路(15号水路)の整備に関する検討会の会議録報告書では、

- ・文化財保護課では、今後の方向性についてはポケットパークにすることで決定されており、それに向けて農政課が動いているものと認識していた。
- ・建屋を壊しポケットパークにする方向で進めていくのか？に対し、そうしたい、登録文化財にしていくことは現実的でない。
- ・市の有形文化財となっている事が問題となると思うが？に対し、指定文化財ではないので、登録を外せばよい、等の表記がある。これから、他課の職員は、文化財保護課が壊すということを念頭に置いて質問している。登録文化財にしていくことは現実的でないと述べている。

平成27年3月八潮市議会定例会での質問には、いまだに方針決定に至っていないから早期に対応方針を決定していくと答えておきながら、ポケットパークにすることを決めている。議会軽視の答弁である。

7. 農政課の維持管理保存義務

4つの揚水機場の写真を検証する。

- ・平成13年3月15日の国登録文化財申請（予定）物件調査報告書
- ・平成20年8月のA研究所による八潮市登録文化財 潮止揚水機場建屋緊急調査報告書
- ・平成24年10月の庁内検討委員会の資料の写真
- ・平成27年11月13日全議員説明資料 市民活力推進部農政課

潮止揚水機場の維持管理者は農政課である。平成11年9月20日に国登録文化財指定が起案され、同年10月1日に決裁された。当時の農政課長の印が認められることから当然保存に同意している。代々の担当者に同意の意思を引き継がれなかったのは職務怠慢であり、維持管理、保全義務違反である。この維持管理義務を怠った結果の請求代金が、改修I期工事当面の応急修理費974万円なのである。平成29年1月に壊されるまで農政課は揚水機場の保存・維持管理義務を怠ってきた事実は各写真で明らかである。修繕修復・管理の依頼書や領収書が一切出てこない。

平成20年8月に建屋緊急調査報告書を受け取ったにも拘わ

らず、農政課と文化財保護課は修繕工事のアクションを一切起こさなかった。職務専念義務違反である。しかし、平成28年8月4日の提案説明会では老朽化と破損の著しい原因を作っておきながら各所の説明会資料には修復費用が多額になると説明している。第三者を装って取り壊しを積極的に推進しているのは農政課自身である。

平成13年3月の写真と平成20年8月の写真を比較すると空家にしておいた結果の現実が平成20年8月やその他の写真である。

平成12年4月1日に潮止土地改良区が解散されるのに伴い揚水機場が市に贈与されたことにより、所有者は八潮市になったのである。当然八潮市に保存・維持管理義務が発生するが農政課の保存・維持管理義務を怠った結果は如実に写真が示す通りである。潮止土地改良区が解散し八潮市に事務移管された後、平成12年から16年までの支出についてはポンプ・モーターを稼働させるために支出された金額のみであり、建物の維持管理のための支出はなかった。

ポケットパークの今後のあり方の話し合いの中で、当時の市民活力推進部長が「揚水機場は毎日管理していると発言したが、潮止揚水機場に関する作業日誌ないし作業日報等の毎日の活動状況が分かる書類は不存在であった。つまり「毎日管理している」は明らかに虚偽であり、保全・維持管理がされていなかったことは隠蔽である。虚偽をする農政課職員は、地方公務員法第30条（サービスの根本基準）、同第33条（信用失墜行為の禁止）、同第35条（職務に専念する義務）違反である。

8. 農政課のダブルスタンダード

平成27年8月13日起案「利根川水系中川右岸のかんがい用水（昭和樋管）占用申請（継続）について」の申請理由書には、

- ・樋門、樋管、揚水機場、水路と続く一連の施設は、専門家より県内唯一の近代揚水機場としての歴史的価値があるとされている
- ・建屋内の昭和4年製ポンプ及び昭和26年製モーター各2基は希少性が高く、平成18年6月1日に八潮市有形文化財に登録

されている

- ・関係団体からは、建屋、樋門を含め保存に向けた要望書も提出されている
 - ・樋管は、樋門や水路等とともにその連続性に歴史的価値が評価されていて、存続の要望もある
- と記載されている。

この起案が施行されたのが、平成27年8月24日であるにもかかわらず、同年10月25日に使用された参考資料を執筆した大学教授宅を訪問し、揚水機場取り壊しの決定を報告している。農政課の論理に沿うものだけを取捨選択しているのである。利用するだけ利用して、ご都合主義である。これは、地方公務員法第30条（サービスの根本基準）、同第33条（信用失墜行為の禁止）違反である。

9. 「旧潮止揚水機場に関するこれまでの経過について」の国土交通省と八潮市との間の検証（平成28年8月4日 旧潮止揚水機場提案説明会資料から検証）

① 平成17年8月30日

文化財保護課長と江戸川河川事務所との協議内容については、国は文書不存在であった。市側は、文化財保護課長の復命書が存在した。復命書には「揚水機場の慣行水利期限後の維持保全（文化財）における河川占用の規制等について揚水機場は八潮市の管理地内であり、特段の規制はない」、現在の占用状況との関係については「これについては現状への復旧となり、さらに占用部の樋管は撤去を求められることになる」とある。また、公園等として占用許可した事例が記されていた。

双方の記録は不一致であったが、担当官と話し合いがあったのであろうことは復命書でわかった。復命書の記録から、樋管だけが問題であり、揚水機場は国土交通省の規制は受けない。国登録文化財とすることは全く問題なく出来る。公園地として専用許可した事例まで教えられている。これらにより揚水機場・樋門・樋管が一体化した国登録が可能であることを示唆している。この時点においても国登録文化財の申請事務を怠ったのである。

② 平成21年4月

国土交通省より、潮止揚水機場（昭和用水）の慣行水利権放棄の手続きを進めるよう依頼ありとあるが、国には文書不存在であった。但し、八潮市側から慣行水利権放棄の廃止届出書が提出されている。国から依頼した形跡がないので自発的に廃止届がなされたのであろう。また、平成21年4月22日の「国土交通省より、平成24年までには樋管の撤去・原状回復と揚水機場をどうするか」の報告書の提出がもとめられるので、考えてほしい旨の連絡あり」とあるが、国、市双方に文書が無いのであるから捏造である。

③ 平成24年5月8日

樋門・樋管等履行検査、国土交通省検査官から本占有物の撤去計画の提出を求められる」とあるが、国は文書不存在であった。また、市も国交省検査官から撤去計画の提出を求めた書面は不存在であり、これも双方記録がないため、捏造である。

双方で一致した文書は「5月8日の樋門・樋管等 履行検査票」のみである。この履行検査票の合意書面で運河出張所長と八潮市農政課長の間で交わされた撤去計画は、報告書はおろか計画書すら作成していない事実は明らかである。

以上、①から③より

国が潮止揚水機場撤去計画を求めるかのような記述がなされているが、国には書面が存在せず、八潮市にも計画書や報告書すら存在していない。これは明らかに捏造であり公文書偽造である。また、これらから、樋門、樋管等の撤去に関しては、揚水機場が壊される理由にはならないのである。

これだけ重要な事項が判明し文化庁からの文化財登録の内諾を得ている事実があったにも関わらず登録の為の起案を怠った。平成17年8月30日以降も国登録文化財にする起案書作成と決裁を仰ぐ事務を怠った。この当時の職員は、明らかに職務怠慢。職務専念義務違反である。

10. 農政課も公文書偽造

平成24年5月に立ち上げられた庁内検討委員会での参考資料「旧潮止揚水機場の今後の在り方に関する報告書（案）」では、

平成13年10月24日の表記中（今後の維持管理の所管。経費が問題となる。農政課では、田を耕作する農家がいなくなった時点で、道路治水課に移管するとし、道路治水課でも維持ができるか合意に至らず、内部調整が済んでいないということを理由に申請を保留した）とある。これも文書不存在であるから捏造である。この捏造文書も庁内検討委員会もまとめ終わる10月の資料からは削除されている。農政課の改竄した試案が通った為に意識的に削除したのである。これは明らかに農政課と文化財保護課が取り壊すことを誘導するために、もっともらしい一文を作成し挿入したのである。これら偽造・変造した文書を本物の文書として使用し、人にその内容を認識もしくは認識し得る状態にする行為であるから明らかに刑法第155条（公文書偽造等）違反である。地方公務員法第30条（サービスの根本基準）、同第33条（信用失墜行為の禁止）違反である。

11. 平成21年4月22日の記述より

平成24年度庁内検討委員会の旧潮止揚水機場の沿革の平成21年4月22日の項に「農政課としては、建物は傷みが激しく維持は無理と考える。保存するのであれば、文化財保護課で考えて欲しい」と記載されている。これに対する文化財保護課の検討内容が分かる資料は平成24年2月22日の文書、日付なしの文書、平成23年12月22日の文書の3種類であった。この資料が農政課からの要請に対する返答であるなら、実に2年8ヶ月を経て返答している。問題は放っておく文化財保護課に責任があるが、催促しない農政課にも責任がある。

これらの資料から、文化財保護課が管理を拒否する口実に「活用しながら保存」という方便を使ったと考えられる。農政課の要請を素直に素早く受け入れ、文化財保護課が積極的に登録をして保存管理するのが当然の課であり職務でもある。結局平成23年12月に文化財保護課が考えていた「ポンプとモーターのみを現地でモニュメントとして設置」が決まり実行されてしまった。

12. 経営戦略会議委員及び市議会議員

農政課及び文化財保護課の担当者を除く検討委員会の委員と議員は、農政課の維持管理・保存義務の怠慢を見過ごし、文化財

保護課の国登録申請事務放棄による怠慢を見過ごしている。

13. 平成24年度の庁内検討委員会及び平成27年度旧潮止揚水機場及び昭和用水路（15号水路）の整備に関する検討会は無効
これらの検討委員会は基礎材料の資料を意識的に提供していないから無効である。最も判断の基礎となるデータ隠しである。第一の基本条件「文化庁より内諾を得ていた」と第二の基本条件「農政課のサボタージュにより揚水機場が維持管理されてこなかった事実が伏せられていた」ことである。この正しい真実の条件なくして、正しい結論は得られない。

① 庁内検討委員会（24年度）について

平成24年11月20、21日の経営戦略会議（協議結果を受け現地視察実施）とある。これまで4回の検討委員会が開催され、修復には多額の費用がかかること、老朽化、安全性等の話しが幾度となく聞かされている。（擦り込まれている）

これを見た多くの委員は、あまりにも老朽化が進行した姿と捉えたのであろう。

視察後の経営戦略会議メンバーからの投票において 「国登録文化財に登録し、建屋を修復して公開」の投票は、1点が2人の2点である。3点を投票した文化財保護課の職員がいない。この投票行動を見る限り自らの学芸員の職種を否定する行為であり、文化財保護課の存在を否定することでもある。

文化財保護課から「文化庁より国登録の内諾を得ていた事実」の提示と農政課が「維持管理をしてこなかった事実」を提示しての討議であったならば結果は違っていたであろう。

② 旧潮止揚水機場に関する庁内検討委員会設置要領（平成24年度）について

旧潮止揚水機場の在り方の検討に関する事項の報告書では「建物は文化財としての価値があり、資料館としては建物を修復し保存活用したいが、建物の老朽化でほぼ全面改修の必要性が見込まれ、そのためかなりの予算がかかることが想定される。予算がかからない事からみて、建物は取り壊しポンプのみで保存する事で、保存例として5つあげられる。建物だけを限定するのではなく、水路・土地改良を含め検討が必要である」とあ

る。ここで読み取れるのは、建物を修復するのでは予算がかかり過ぎるので、予算のかからない手法は建物を取り壊してポンプのみを保存するということである。取り壊された結果から判断するとほぼ1回目の委員会からして取り壊しの方向性を誘導していたのである。

③ 第3回の会議録（平成24年度）

ここでは、大きく3点に分けた内容で、予算的にもコストのかからない一番よいもので検討するとある。この時点のそれぞれの見積りは文化財保護課の国登録文化財に登録し建屋を修復して公開が3,290万円あまり。都市デザイン課の「憩いの場として施設を設置」が521万円、農政課の「建屋を撤去して更地」が316万円、道路治水課・市街地整備課の「昭和用水路（15号水路）の利活用が1,000万円、農政課の樋管撤去が1,763万円程である。建前上、旧潮止揚水機場の果たした役割を後世に伝えることも重要な事項であるため、折衷案として「憩いの場として施設を設置」が選ばれたのであろう。この案が採用され最も喜んだのが農政課である。農政課が保存・維持管理義務を怠ったことを都市デザイン課がすべて覆い隠してくれるからである。

④ 見積書の検証

文化財保護課が最も高い見積額を提示した見積書を検証する。この中で高額な見積金は、改修Ⅰ期工事（当面の応急処理）代金974万円、改修Ⅱ期工事（一般公開対応）代金が1,631万円、その他は見積金額が下がって、ポンプ・モーターの修復が355万円、水道・トイレ・空調が200万円、パネル・展示ケースが120万円、内部の軽易な修繕が約10万円、合計3,290万円である。

修復公開のメリットとして、「建屋の修理に関して設計管理費の50%補助が可能」「公開活用事業に係る費用の50%補助が可能」とあるから、八潮市の財政負担は半分軽くなるのではないか。埼玉県ふるさと創造資金補助金を活用すれば、さらに財政負担が減るのではないか。文化財保護ができて、財政負担が軽減できるので一挙両得である。文化財保護課の職務を全

うすることができるのではないかと。

改修工事概算見積書で改修Ⅰ期工事の次に当面の応急修理とある。改修Ⅱ期工事には一般公開対応※Ⅰ期工事から数年後とある。これは明らかに別年度会計を見越しての見積もり金額である。

次に改修Ⅰ期工事の見積金額974万円について、大工さんやその他の専門家のプロ達を現場に案内し、おおよその見積額を算定してもらったところ、見積額は600万円から700万円であった。200万円から300万円程高い金額である。

旧潮止揚水機場の保存と活用を考える会は平成28年5月2日付けで「現在の整備案について 建屋撤去工事関連に700万円超の予算を見込んでいますが、その予算で建屋の修繕・補修に充てることは考えられないでしょうか。」と質問した回答は「その前段として今年度、建屋撤去工事関連予算は、これ以外の用途には使用できませんのでご理解をお願いします」である。

平成28年8月29日付けの質問「当会が予想する改修費用について、市では懐疑的な見解を示しています。これについて、精緻な見積額を算出しますので仕様をまとめてください。それを基に、現場確認をし、算定します」と質問した回答は、「市が検討した修復費用に付いては、本市の文化財修復等に実績を有する業者に施設の調査を依頼した経緯をふまえ、その業者に見積もりを依頼したものです。見積もりに当たっては、調査により施設を熟知する当該業者の修復の提案（修復箇所、方法、数量等）に基づき、見積もりとして費用を算出したもので、市から仕様書を提示したものではありません。また、一般的に市が発注する工事等で、内容が特殊であることなどで見積もりが必要となる場合には、業務実績などを勘案し、信頼がおけると判断した業者から徴しております」とある。5月16日での回答は、「一定の資格を有する業者が競争入札をする」、9月7日の回答は「熟知した業者に依頼したもの」とある。熟知したことがいわゆる特別な理由なのか。この2回の回答には矛盾がある。

潮止揚水機場建屋改修工事Ⅰ・Ⅱ期工事、機械設備工事の見積もりを1社に限定した理由は、どちらも発注するのではなく参考見積として依頼したものであるため、起案書はなく、文書不存在であった。

旧潮止揚水機場の今後の在り方に関する報告書（案）の経費の水道・トイレ・空調、パネル・展示ケースの見積書も不存在である。

旧潮止揚水機場は昭和4年に建てられたものであり、特殊な工法とは言え、特殊な修繕をするとは言い難い。それが1社のみの参考見積もりによって検討委員会に提出されて審議された。修復には多額の費用がかかるという事で、取り壊されたのである。八潮市契約規則によれば、契約に関して一般競争入札、指名競争入札第19条では3人以上の指名、随意契約第21条では工事の請負は130万、随意契約にあたっての見積書の徴取第22条、同2項では2つ以上と規定されていて例外条項にも該当しない。八潮市契約規則違反である。これは、地方公務員法第30条（サービスの根本基準）、同第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、同第33条（信用失墜行為の禁止）、同第35条（職務に専念する義務）違反である。

⑤ 27年度の潮止揚水機場及び昭和用水路（15号水路）の整備に関する検討会

平成27年度の見積書は存在しない。見積書もなくただ単純に参考見積もりによる24年度概算額に1割増した額である。この1割増しの経費3,619万円は平成27年6月23日時点の配布資料である。それが最終の報告書になると1割から2割増しになっていたのである。概算工事費が3,948万円、概算設計委託料が390万円、合計4,338万円である。年間維持費も2割アップで165万円から180万円になった。

概算工事費3,948万円と概算設計委託料390万円の合計が4,338万円とポケットパークや建屋撤去の金額と比べると破格の金額になる。下駄を履かせてまで高額な金額にしている。金がかからない方向性と結論付けているから、揚水機場の再建はありえない。正当性を得る根拠に委員会を利用したの

である。

平成27年の検討会の評価が「建屋全体の破損がひどく、修復に多額の費用がかかる。維持管理活用のための仕組みづくりが必要、維持管理がかかる一方多くの入場者が見込めない」という結論である。この不正な事実に基づいた資料を平成27年11月13日の全議員説明会資料として使ったのである。これは、地方公務員法第30条（サービスの根本基準）、同第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、同第33条（信用失墜行為の禁止）、同第35条（職務に専念する義務）違反である。

⑥ 庁内検討委員会8月1日の考え方と報告書（案）のズレ

旧潮止揚水機場に関する庁内検討委員会に置ける考え方（平成24年8月1日）と旧潮止揚水機場に関する庁内検討委員会「本報告書のまとめ」には一貫性が認められない。壊すことを念頭に置く会議だから、正しい方向性を見失うのである。

この会議では全てにおいてメリット・デメリット、経費、課題・問題点のペーパー上だけの議論のみであり、実際に行動を起こした結果の記録が皆無なのである。この庁内検討委員会では、PDCAサイクルを取り入れた形跡が全く認められない。メリット・デメリットを挙げただけの計画案で、旧潮止揚水機場を取り壊す結論に至るのである。あまりにも無謀な検討委員会である。

14. 検討委員会の委員長

旧潮止揚水機場に関する庁内検討委員会設置要領と旧潮止揚水機場及び昭和用水機場（15号水路）の整備に関する検討会設置要領の委員長は、どちらも市民活力推進部副部長である。市民活力推進部副部長は、農政課の上司であり、農政課が当然なすべき業務、維持管理・保全義務があったにもかかわらず、それを伏せて会議を進めた中心人物である。

当時の市民活力推進部副部長は、「揚水機場は毎日管理している」と公言したが、平成12年4月1日から平成29年11月30日までの潮止揚水機場に関する作業日誌ないし作業等の毎日の活動状況が分かる一切の資料は不存在である。これで、明白な

虚偽であることが証明された。委員長という重責にもかかわらず、説明責任を果たさず虚偽をするのである。これは、明らかに地方公務員法第30条（サービスの根本基準）、同第33条（信用失墜行為の禁止）違反である。

委員長として、自課の管理義務を怠ったことを公にして委員会審議をするのが当然の義務であるのに、それを隠蔽して旧潮止揚水機場は老朽化・安全性・多額の執行予算とすり替えられ、他課の委員は思考能力を失い与えられたテーマについてのみ議論させられたのである。

平成12年4月に潮止土地改良区から贈与されてから平成24年1月まで改修工事の見積もりが取られる間のほぼ12年間のサボタージュの代償の結果が当面の応急修理代金974万円であった。かつ不適切な高額な見積価格によって、各委員が老朽化の陥穽に嵌まって誤った判断結果になったのである。検討会が出した結論は、誤りで無効である。

15. 我々市民に対しての説明責任

違法・不当・不正な情報に基づいての各委員会の結論を市長・副市長に報告した。市議会議員に説明して納得させた。農業委員会等の各種団体も然りである。地元町会の説明会では、老朽化と安全面についての説明のみで文化財的価値の話は伏せての説明会である。このことは、地元前町会長の要望書で明らかである。

その後、地元町会長が文化的価値を再認識して、訂正の要望書を再提出するため農政課に連絡を入れたところ、再提出を断られた。二人の副会長も文化的価値を認めた要望書を用意したが、町会長が提出していないため町会を二分するような行動はできなかったのである。

我々旧潮止揚水機場の保存と活用を考える会への回答説明では、庁内関係課7課による庁内検討委員会での結論であることを強調する。また、市長・議会の同意を得ていることや各種団体の意見書や地元町会長からの要望書を根拠として正当性を主張する。だが、違法・不当・不正な市民への背信行為では、正当性は成り立たない。明らかに地方公務員法第30条（サービスの根本基準）、同第33条（信用失墜行為の禁止）、同第35条（職務に専念す

る義務) 違反である。

16. 市長の責任

文化財保護課や農政課職員は、数々の虚偽・サボタージュなどの法律・条例・規則違反に加え、公文書を偽造してまでして揚水機場を取り壊す方向に市長、議員、職員、それに我々市民をも誘導した。

市長に対し、以下の理由で責任の一端があるので責任を追及する。

平成28年8月4日(木)の潮止揚水機場提案説明資料によれば平成25年9月市長、副市長、現地視察とあるが、それに対しての文書は存在しない。現地視察が行われた事実が定かでない。

市長と副市長が現地に行っているとすれば、真っ先に公共・公有財産である揚水機場が荒れ果てた姿になっているのが、何故気付かなかったのかと問われる。

文化庁により内諾を得て再申請さえすれば当然平成14年度には国登録文化財に成り得た旧潮止揚水機場であった。職員の怠慢不正によって壊されたとはいえ、市長が不正を見抜けなかったことと最終決断をして取り壊してしまった責任は重い。取り壊さなくていいものを取り壊し、市民の貴重な財産を消滅させ、かつ無駄な支出に同意した。その不当に支出された金額分は、応分に負担していただく。

17. 結語

以上検証・立証してきたように農政課の旧潮止揚水機場の違法で不当な管理、及び農政課と文化財保護課の八潮市契約規則、八潮市文化財保護条例、地方公務員法、刑法等の様々な違法行為により、旧潮止揚水機場建屋は取り壊された。このことによって八潮市民の財産は著しく損害を被った。

また、違法で不当な管理を隠蔽し、さらに文化庁から内諾を得ていた事実を隠蔽し続けた事実は重大極まりない。よって、市長を除く4名が潮止揚水機場を復元することを請求する。

(2) 請求する措置

旧潮止揚水機場の取壊しにあたっての指導・推進・実行をした文化

財保護課長、前市民活力推進部長、前市民活力推進部副部長、都市農業課担当係長及び市長に、旧潮止揚水機場の解体工事費7,306,386円を返還させること及び市長を除く4名に潮止揚水機場を復元させることを市に請求する。

また、前市民活力推進部長及び前市民活力推進部副部長の行った行為は地方公務員法第29条第1項第2号及び第3号に相当する。よって両名に支払われた退職金を返還させることを市に請求する。

(3) 請求人が提出した証拠書類

- ・旧潮止揚水機場の保存と活用を考える会からの提案、請願とそれに対する市の回答文書
- ・潮止土地改良区揚水機場の国登録文化財指定に関する文書及び埼玉県からの内諾に関する文書
- ・関係団体等からの要望書
- ・NPO法人に関する文書
- ・経営戦略会議提出資料
- ・八潮市の文化財 第11号
- ・平成26年6月及び平成27年3月八潮市議会定例会議事録
- ・旧潮止揚水機場の今後の在り方に関する報告書
- ・八潮市議会議員への説明資料
- ・文書引継書
- ・潮止土地改良区からの揚水機場の引き継ぎ及び寄附金に関する文書
- ・八潮市昭和用水の慣行水利権及び樋管の占用に関する文書
- ・潮止揚水機場建屋改修工事概算見積書及び塗装工事見積書
- ・旧潮止揚水機場に関する庁内検討委員会に関する文書（資料、会議録等）
- ・旧潮止揚水機場及び昭和用水路（15号水路）の整備に関する検討会に関する文書（資料、会議録等）
- ・地元町会説明資料
- ・市民の声ボックス投書及び回答
- ・旧潮止揚水機場建屋撤去工事に関する請求書と支出命令書
- ・関連新聞報道記事

その他、八潮市情報公開決定通知書等

3 請求の受理

監査の実施にあたり、本件措置請求が、地方自治法第242条第1項（以下「自治法」という。）に規定する所定の要件に適合しているか審査した結果、要件を具備しているものと認め、平成30年3月7日付けで受理した。

II 監査の実施

1 監査の対象事項

請求人から提出された請求書の要旨から判断し、本件における監査の対象事項を次のとおりとした。

- (1) 旧潮止揚水機場の管理が違法又は不当な財産の管理を怠る事実にあたるか
- (2) 旧潮止揚水機場の取壊しが違法又は不当な財産の処分にあたるか
- (3) 旧潮止揚水機場の取壊しに要した経費が違法又は不当な公金の支出にあたるか

2 監査対象部課

市民活力推進部 都市農業課（旧農政課）
教育総務部 文化財保護課

3 監査対象部課に対する調査

(1) 書類等の審査

平成30年3月20日に提出された本件の関係書類、帳簿に対する審査を実施した。また、平成30年3月30日に八潮市長、八潮市教育委員会教育長から本件についての弁明書が提出された。

(2) 関係職員に対する事情聴取

平成30年3月28日、29日の2日間にわたり、事実関係について監査委員の指示を受け、事務局職員が市民活力推進部都市農業課及び教育総務部文化財保護課関係職員に対し、事情聴取を実施し

た。

4 現地調査

平成30年4月2日に、現地における状況確認のため、監査委員による現地調査を実施した。

5 請求人の証拠の提出及び陳述

平成30年4月12日に自治法第242条第6項に規定する請求人からの証拠の提出及び陳述の機会を設け、実施した。

また、追加提出された資料は次のとおりである。

- ・埼玉県近代和風建築総合調査に係る文書
- ・PCB保管容器設置 見積書
- その他、関連メール等

6 監査対象部課の陳述

平成30年4月12日に、市民活力推進部都市農業課及び教育総務部文化財保護課関係職員の陳述を実施した。

III 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 旧潮止揚水機場について

旧潮止揚水機場（以下「揚水機場」という。）は、潮止耕地整理事業の一環として昭和4年に建設された施設である。揚水機場の稼働により水田の水不足は解消され、農業生産能力の向上に大きく寄与した施設で、現在の南部地区の農業の礎になったと言われている。また、平成18年には、ポンプとモーターが市登録有形文化財になっている。

揚水機場は、平成12年の潮止土地改良区の解散に伴い市に移管されたが、南部地区の開発による水田の減少に伴い、平成14年に取水を停止し、農業施設としての機能は終了した。

その後、関係課の協議が行われ、揚水機場の利活用について検討

されてきたが、方針決定に至らなかった。

平成24年度及び平成27年度には、施設の今後の在り方について検討委員会を設置し協議を重ねてきた結果、過去の功績を後世に伝えていくようメモリアル機能を有するポケットパークとして整備することを決定した。

しかし、平成28年2月に市民活動団体から「揚水機場の取壊し中止を求める申し入れ書」が、7月には「旧潮止揚水機場及び昭和用水（15号水路）に関する提案」が2,445筆の「保存と活用を求める賛同者署名簿」とともに提出された。市は、その提案内容に対して、関係団体の意向を踏まえ、考え方・実効性を検証したが、平成27年度に決定した方針どおり行うこととした。

その結果、平成28年12月に揚水機場建屋の撤去工事を実施した。

(2) 財産の登録について

本件の土地については、自治法第238条に定義される公有財産であり、八潮市財産台帳に未利用地として登録されている。建物については、平成12年に潮止土地改良区より市に管理が移管されて以降、財産台帳に登録されたことはないことを確認した。

(3) 揚水機場建屋撤去関連工事について

1. 旧潮止揚水機場建屋撤去及び樋管閉塞工事実施設計業務委託

契約日	平成28年6月22日		
履行期間	平成28年6月22日から平成28年10月27日		
契約金額	702,000円		
受注者	A社		
契約方法	指名競争入札		
支払日	平成28年11月25日	支払額	702,000円

2. 旧潮止揚水機場受電設備調査業務委託

契約日	平成28年6月23日		
履行期間	平成28年6月23日から平成28年7月29日		
契約金額	126,360円		
受注者	B社		
契約方法	随意契約（自治法施行令第167条の2第1項第1号）		
支払日	平成28年8月31日	支払額	126,360円

3. 旧潮止揚水機場建屋撤去工事

契約日	当初:平成28年12月5日 変更:平成29年2月7日		
履行期間	平成28年12月5日から平成29年2月20日		
契約金額	当初:5,918,400円 変更後:6,758,640円		
受注者	C社		
契約方法	指名競争入札		
工事検査日	平成29年3月1日		
支払日	前金 平成28年12月19日	支払額	前金 2,360,000円
	後払 平成29年3月21日		後払 4,398,640円

(4) 庁内での検討について

〔平成24年度〕

旧潮止揚水機場に関する庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）

1. 設置目的

揚水機場は、平成13年8月に運用を停止したが、当該施設は本市の農業の発展に大きく寄与してきたこと、また、中川新堤防の整備や周辺の土地区画整理事業の進捗等を踏まえ、本施設の今後の在り方について検討を行う。

2. 構成員

委員長：市民活力推進部次長

企画経営課長、商工観光課長、農政課長、道路治水課長、都市デザイン課長、市街地整備課長、文化財保護課長

3. 会議内容

- ・第1回庁内検討委員会

(日時) 平成24年5月29日

(内容) ①揚水機場に関する庁内検討委員会設置要領について

②委員会のスケジュール

③揚水機場の果たした役割と施設の現状について

④揚水機場の今後の在り方(解体・修繕・保存の観点)

- ・第2回庁内検討委員会

(日時) 平成24年6月27日

(内容) ①揚水機場の建屋とモーター及びポンプの在り方

②樋管部分の旧堤防内を通過する樋管の取り扱い

③用水部分の揚水機場から西へ延びる昭和用水路の利活用

- ・第3回庁内検討委員会

(日時) 平成24年7月31日

(内容) 第2回会議で各課にお願いした下記検討項目のまとめ

①揚水機場の建屋とモーター及びポンプの在り方

②樋管部分の旧堤防内を通過する樋管の取り扱い

③用水部分の揚水機場から西へ延びる昭和用水路の利活用

- ・第4回庁内検討委員会

(日時) 平成24年8月30日

(内容) 検討項目の総まとめ

検討委員会の考え方として3点の内容に絞る

①国登録文化財に登録し、建屋を修復して公開

②建屋を撤去し、憩いの場所として施設を設置(ポケットパークとして整備)

③建屋を撤去

4. その他の動き

平成24年8月24日 潮止地区農業委員への説明

平成24年10月16日 教育委員会教育総務課との協議

平成24年10月29日

旧潮止用水機場の今後のあり方に関する報告書（案）決裁

平成24年11月15日

経営戦略会議（構成員：部長級職員）旧潮止用水機場の今後の在り方に関する報告書について

平成24年11月20・21日

経営戦略会議構成員現地視察

平成24年12月21日 経営戦略会議

旧潮止揚水機場の在り方について（意見報告）、3案に対する各構成員からの意見をとりまとめ報告

[平成27年度]

旧潮止揚水機場及び昭和用水路（15号水路）の整備に関する検討会（以下「検討会」という。）

1. 設置目的

「旧潮止揚水機場の今後の在り方に関する報告書（平成24年10月）」を踏まえ、整備に伴う経費や管理体制等の検討を行う。

2. 構成員

委員長：市民活力推進部副部長、副委員長：建設部参事
企画経営課長、農政課長、道路治水課長、都市デザイン課主幹、
市街地整備課長、文化財保護課

3. 会議内容

・第1回検討会

（日時） 平成27年6月1日

（内容）①現地視察

②揚水機場及び昭和用水路（15号水路）の整備に関する検討会設置要領について

③今後のスケジュール（案）について

④平成24年度「旧潮止揚水機場の今後の在り方に関する報告書」の確認及び検証（整備に伴う経費、管理体制の検討等）

・第2回検討会

(日時) 平成27年6月23日

(内容) ①揚水機場の展示物(パネル)見学(八潮市立資料館にて)

②八潮市農業委員会の見解について(報告)

③平成24年度報告書における経費の見直しについて

④報告書のまとめ方について

・第3回検討会

(日時) 平成27年7月9日

(内容) ①報告書のまとめ方について

②市長、副市長への報告及び経営戦略会議資料について

4. その他の動き

平成27年7月13日

揚水機場及び昭和用水路の在り方の再検討(報告)について市長、副市長説明

平成27年7月16日 経営戦略会議報告

平成27年7月21日

揚水機場及び昭和用水の在り方の再検討について市長報告
決裁、関係部課長合議「憩いの場としての施設を設置(ポケットパークとして整備)」

平成27年9月25日 地元町会への説明

平成27年10月15日

八潮市の文化財第11号において調査依頼した大学教授に
検討状況を報告

平成27年11月13日

平成27年第4回八潮市議会定例会(上程)予定議案等の説明
会のその他事項として検討結果を報告

平成27年12月24日

揚水機場及び昭和用水路(15号水路)の整備に関する調
整会議

①揚水機場(昭和樋管等)の占用申請(継続)について

(報告)

②平成28年度から30年度実施計画の査定結果について

③揚水機場にかかる全議員説明会報告について

④揚水機場の今後の方針について(次年度予算内示を踏まえて経営戦略会議1月22日報告)

平成28年2月12日

平成28年第1回八潮市議会定例会 upper程予定議案等の説明会のその他事項として検討結果、今後のスケジュールを報告

[平成28年度]

平成28年7月15日

揚水機場及び昭和用水路(15号水路)に関する調整会議

①これまでの経緯及び最近の市民団体の動向について

②今後の整備等に係る市の体制(役割分担)について

平成28年8月4日

庁議 揚水機場に関する経過報告について

平成28年8月18日

経営戦略会議 揚水機場に関する今後の方針について

平成28年8月22日

揚水機場に関する今後の方針について平成27年度に決定した現計画どおり実施する市長決裁

平成28年8月23日

「揚水機場に関する今後の方針について」市議会議長、副議長説明

平成28年8月24日から8月30日

「揚水機場に関する今後の方針について」市議会各会派説明

平成28年12月26日 経営戦略会議

「揚水機場に関する経過報告及び今後の進め方について」

(5) 関係団体等への対応

平成28年5月2日

旧潮止揚水機場の保存と活用を考える会から八潮市長へ請願

平成28年5月16日 回答

平成28年5月27日 請願の回答に伴う面談会

平成28年6月6日

旧潮止揚水機場の保存と活用を考える会から八潮市長へ請願

平成28年6月14日 回答

平成28年7月29日

旧潮止揚水機場の保存と活用を考える会から八潮市長へ提案
書を提出

平成28年8月4日

旧潮止揚水機場及び昭和用水路（15号水路）に関する提案
説明会

平成28年8月10日

旧潮止揚水機場の今後の取り扱いに関する意見を8月4日説
明会参加団体から聴取

平成28年8月23日

旧潮止揚水機場の保存と活用を考える会に揚水機場に関する
今後の方針（検討結果資料）を提供し、説明

平成28年8月29日

旧潮止揚水機場の保存と活用を考える会から八潮市長へ請願

平成28年9月7日 回答

平成28年9月26日から30日

揚水機場に関する今後の方針について 関係団体へ通知

平成28年12月13日

旧潮止揚水機場の保存と活用を考える会から八潮市長へ請願

平成28年12月22日 回答

平成28年12月27日

旧潮止揚水機場の保存と活用を考える会から八潮市長へ請願

平成29年1月12日 回答

平成29年1月12日

揚水機場建屋撤去工事について、八潮市議会、地元町会、関
係団体にお知らせ

2 監査委員の判断

(1) 違法・不当な財産の管理を怠る事実について

前述のとおり、揚水機場建屋については市の財産台帳に登録されておらず、公有財産としての位置づけはされていなかった。

しかし、潮止土地改良区から移管後、実質上、市の財産として管理をしてきたことから、市の公有財産として取り扱うこととした。

また、住民監査請求の対象となる財産の管理とは、財産の財産的価値に着目し、その維持、保全又は実現を直接の目的としてなされる財務会計上の行為に限られる（最高裁平成2年4月2日判決）とされている。

以上2点を基本として、次のとおり判断する。

農業施設として稼働していた平成12年、13年における揚水機場の管理については、決算書から揚水機場管理委託料等の支出が確認でき、農業施設としての財産的価値を維持・保全するために必要な財産管理が行われていると認められる。

その後、平成14年に取水を停止し農業施設としての役割を終えて以降、当時の農政課をはじめとする関係課では揚水機場の活用についての方向性が調整できず、平成24年に検討委員会を設置するまで、市としての方針決定に向けた具体的な取り組みに関する資料は見当たらなかった。この間における管理については、草刈や建屋への侵入防止、瓦の落下防止など揚水機場周辺の環境管理に留まっており、建屋そのものの管理を行った記録は確認できない。

しかしながら、文化財としての財産的価値を維持・保全するための財務会計上の行為の要否については市の方針が決定せず、利活用方法が定まらない以上、必ずしも必要とは言いがたく、そのことをもって財務会計上の管理を怠っていたとはいえない。

(2) 違法・不当な財産の処分について

揚水機場の取壊しについては、複数の選択肢の中から庁内検討会議・経営戦略会議を経て市が決定した政策判断であり、市民への説明会、また市議会での予算の可決など適正に手続きが踏まれたものである。

したがって、その取壊しに係る事務手続きに関しては社会通念上

著しく妥当性を欠くなど、裁量権を逸脱・濫用した点はなく違法性は見受けられない。

そこで、農政課及び文化財保護課において揚水機場の取壊しを誘導するようなねつ造及び隠蔽などが行われたかを検証した。

検証対象は、平成24年度に揚水機場に関する庁内検討委員会を設置して以降、揚水機場取壊しに至るまでの庁内での検討記録、八潮市議会への説明、関係団体への説明、旧潮止揚水機場の保存と活用を考える会からの請願、提案などに対する回答内容及び対応とした。

1. 見積書について

揚水機場の今後のあり方に関する報告書の経費算出にあたっては、請求人は参考見積書が存在しないこと及び見積業者の選定について指摘しているが、経費を積算する際は、職員が設計を行い算出するほか、実績のある業者から参考見積りを徴取する場合も多くあることから、参考見積書の存在が八潮市契約規則に違反しているとはいえない。

また、文化財的価値のある建物の改修という特殊性や、改修経費だけでなく、その後の維持管理に係る経費等を勘案し、将来にわたり市民が負担すべき経費についても併せて検討をしており、算定は適正と判断した。

したがって、会議の結論を旧潮止揚水機場の取壊しの方向へ意図的に誘導するため、高額な見積書の積算を行ったという趣旨の請求人の指摘には根拠がない。

2. 文書のねつ造について

請求人は、度々公文書が存在しないことをもってねつ造と断じているが、保存年限の経過などにより文書が存在しないこともあり、その存在が直ちにねつ造であるとは判断できない。

また、請求人は会議資料などへの加筆及び修正がねつ造に該当すると指摘しているが、必要に応じて会議の説明資料に加筆及び修正することは十分に考えられる。

したがって、会議資料への加筆をもって揚水機場を取り壊すこ

とを誘導したねつ造文書とはいえない。

なお、会議資料は、会議ごとに作成したものと認められ、遡って改ざんした文書ではないことを確認した。

3. まとめ

庁内検討委員会を始めとする会議資料については、詳細な参考資料などを提供しており、農政課及び文化財保護課が建屋を取り壊すことを誘導するためのねつ造及び隠蔽などは見受けられない。

(3) 違法・不当な公金の支出について

違法・不当な財産の処分についての事実は認められず、また、撤去に要した経費については八潮市契約規則による手続きを踏んでいくことが確認できたことから、違法・不当な公金の支出があったとはいえない。

3 結論

以上のことから、本件措置請求については理由がないものと判断し、これを棄却する。

4 監査委員の意見

揚水機場のあり方における市の方針決定については、文化財的価値、施設の利活用、工作物の河川占用許可など様々な課題があり、慎重な検討が必要だったことは理解できるが、方針決定までに長期間を要したことは否めない。

市の方針決定にあたっては、経済性、効率性、有効性を十分重視しながらも、スピード感を持って進めるよう努めていただきたい。